令和 7・8 年度 建設工事等競争入札参加資格審査申請要領 (建設工事、測量・設計コンサル)

尾花沢市では、令和7・8年度の建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

受付区分	区 分	受付期間	名簿登載期間
定期	市内業者市外業者	令和7年2月3日~2月28日	令和7年5月1日 ~令和9年4月30日
\ <u></u>	市内業者	令和7年8月1日~8月18日	令和7年11月1日 ~令和9年4月30日
追加	市外業者	令和8年2月2日~2月16日	令和8年5月1日 ~令和9年4月30日

- ※市内業者は持参又は郵送、市外業者は郵送にて提出願います。
- 1. 受付区分及び受付期間等について
 - ※受付時間は、土日祝祭日を除く午前8時30分~午後5時(午後0時~午後1時を除く)。 ※郵送の場合は当日消印有効です。
 - ※上記受付期間以外、随時の受付は行いません。
- 2. 受付場所 尾花沢市役所 財政課 財産管理係〒999-4292 山形県尾花沢市若葉町一丁目 2-3 ☎ 0237-22-1111 (代表) 内線 241
- 3. 提出書類 (◎:必須、△:該当者のみ、一:不要)

提出書類		業種区分		/# **	
		建設工事	設計・コンサル等	備考	
1	令和7・8年度発	建 設工事等競争入札参	0	0	尾花沢市 HP よりダウンロード
	加資格審查申請	受付票	9	9	尾化扒印 田 よりグランロード
2	競争入札参加資	格審査申請書	0	0	尾花沢市HPよりダウンロード
	経営規模等評価 定値通知書(写	i結果通知書・総合評 i)	0	_	最新のものを提出
3		保険、健康保険及び 加入の確認できる書	Δ	_	経審で未加入になっているもの の審査基準日時点で加入してい る場合
	測量・コンサル	タント業者総括表	_	0	漏水調査は「その他」の欄に手 書きで記載
4	工事経歴書(直	前2期分)	0		
4	測量等実績調書(直前2期分)			0	
5	5 営業所一覧表		0	0	
6	技術職員名簿		0		
	技術者経歴書			0	
7	登録証明書 (写)		_	0	営業に関する法律上の登録又 は許可の証明
8	3 登記事項証明書・身分証明書 (写し可)			0	商業登記簿謄本(法人)、身分証 明書(個人)
9	9 委任状(任意様式)		Δ	Δ	※委任期間は名簿登載期間
10	10 印鑑証明書(原本)		0	0	
11	1 使用印鑑届(任意様式)		0	0	
12	納税証明書	消費税・地方消費税	0	0	未納税額がないこと

	(最新年度)	法人市民税、市民税	0	0	法人の場合は法人税
	※写し可	固定資産税	\triangle	\triangle	尾花沢市より課税されている場 合のみ
13	誓約書		0	0	尾花沢市 HP よりダウンロード
14	返信用封筒 (郵送の場合)		0	0	110 円切手を貼付し、宛先を記入 してください

※様式は、山形県統一様式、国土交通省様式に準じ、A4版ファイル綴(色指定なし)で提出してください。

※代理申請を行う場合は、申請者本人から申請代理人への委任状を提出してください。代理申請の場合でも、名簿登載通知は申請者本人に送付します。

※申請書類に不備があった場合の書類の再提出については、受付日を含め14日以内を期限とします。なお、期限を過ぎてからの受理はいたしません。

4. 格付について

尾花沢市建設工事等入札参加資格審査基準に基づき、「土木一式」「建築一式」「電気」「管」「舗装」「水道施設工事」「解体」の各工事、及び「測量設計」「建築設計」の9業種については、経営事項審査の総合評点値等により総合点数を付与し、格付けを行います(市内業者のみ)。

【注意事項】

- ※令和5・6年度に登録がなく、令和7・8年度に初めて登録する場合、当該業種の格付については、 総合点数等に関わらず、その業種の最低ランク(例:土木一式工事の場合はDランク)となりま す。
- ※受付区分「追加」での申請の場合、令和8年度の格付については、総合点数等に関わらず、その 業種の最低ランクとなります。

【参考】令和5・6年度格付基準

	土木一式工事		建築一式工事
A	830 点以上 特定 1級1名以上	A	800 点以上 特定 1級1名以上
В	700 点以上 830 点未満 1級1名以上	В	680 点以上 800 点未満 1級1名以上
C	600 点以上 700 点未満 2級1名以上	\mathbf{C}	580 点以上 680 点未満 2級1名以上
D	600 点未満	D	580 点未満
	電気工事		管工事
A	680 点以上 1級1名以上	A	750 点以上
В	680 点未満	В	650 点以上 750 点未満
		\mathbf{C}	650 点未満
	水道工事		舗装工事
A	750 点以上	A	800 点以上
В	650 点以上 750 点未満	В	650 点以上 800 点未満
C	650 点未満	\mathbf{C}	650 点未満
	解体工事		測量設計・建築設計の業務委託
A	800 点以上 特定 1級1名以上	A	60 点以上
В	650 点以上 800 点未満	В	40 点以上 60 点未満
C	650 点未満	C	40 点未満

※令和5・6年度格付基準では、「管工事・水道工事・舗装工事の各Aランク」の要件として、技術者要件「1級1名以上」を追加しました。経過措置として令和5、6年度の2ヵ年に限り、技術者要件を満たさず前年度に比較して格付が下がる場合は、格付等級は前回の格付としています。令和7・8年度の経過措置はありませんのでご留意願います。